第5期愛知県障害福祉計画(案)に対する意見等の概要と対応案について

◆第1回愛知県障害者自立支援協議会(7/20 開催)における意見の概要と対応案について

質問 章 番号 番号	意見の概要	対応案
1 第4	地域生活移行に関して、これまでグループホームの整備促進を進めた結果、施設数等は着実に増加した一方で、地域生活移行者については増加していない現状がある。私の仮説では、家庭からグループホームに移行した人が多く、施設からグループホームに移行した人は少ないのではないかと考えている。地域生活移行推進部会として、これから取り組んでいく重要な課題は、施設から地域への移行をいかに促進していくのかということである。今回行われたニーズ調査を踏まえて、ぜひ分析していただいて、取り組んでいただければと思う。(髙橋会長) < 関連> ・ 地域生活移行に関して、キーパーソンである保護者、家族から反対が多いと思う。本人の不安と家族の不安と、そして地域の必要な社会資源の整備が遅れていることが地域生活への移行が進まない要因と考えられると思うので、そういった視点を踏まえて、もう少し踏み込んで検討していただければと思う。(髙橋会長) ・ 地域で障害のある方と家族を支えるためには、「暮らしに必要なサービスの整備」、「地域の組織化」、「人材の育成」という3つの柱が必要である。(髙橋会長)	いただいた御意見を踏まえ、33ページに、「成果目標を達成するために必要と考えられる課題(取組)」として、施設入所者が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動、施設入所者及びその家族が地域での生活を具体的にイメージできる機会の提供などを挙げるとともに、当該課題について、地域生活移行推進部会を中心に検討を進めていくことについて記載することとしたい(32~33ページ)。なお、愛知県障害者施策審議会及び愛知県障害者自立支援協議会等の御意見を踏まえ、平成30年度当初予算案において、障害当事者等と連携した地域生活を体験する場の提供に係る事業やグループホームの世話人確保に係る事業等として、新たに「障害者地域移行推進事業費(19,958千円)」を盛り込んだところであり、当該事業を実施に当たっては、適宜、地域生活移行推進部会の御意見をいただきながら、進めていくこととしたい(本資料8ページ参照)。

章 番号	意見の概要	対応案
第4章	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、成果	御指摘のとおり、こうした協議の場については、各市町村に、
(精神)	目標の(1)、(2) に圏域や市町村ごとの関係者による協議の場を設	地域自立支援協議会など様々な形で既に存在しているので、新規
	置するよう、国の基本指針で示されているが、市町村から、これ以上	設置に限定することなく、既存のものの活用も検討していただき
	協議の場を増やさないでくれという悲鳴のような声を聞いている。	ながら、地域の実情に応じて、協議の場を設けていくこととして
	人材が限られている中、県として、この点についてどのように考えて	いる。
	いるのか。また、これを設置したことにより、何が変わるのか、本当	また、精神障害のある人への支援については、福祉と保健・医
	に長期在院患者が減ると考えているのか、教えていただきたい。(手	療の連携がより重要であるので、こうした協議の場の設置を通じ
	嶋委員)	て、長期在院患者の減少につなげていきたいと考えている。
	<関連>	
	国の基本指針において、成果目標として「障害保健福祉圏域ごとの	
	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、「県単位の協議の場	
	として「地域移行・地域定着支援連携推進会議等の設置」が示されて	
	いるが、各事業所は、限られたスタッフの中で利用者や患者に対して	
	サービスを提供しているため、さらに会議への出席機会が増えると、	
	現場での活動やサービスへの時間が削られてしまい、サービスの低下	
	が予想される。既存の会議(各市町村や県の既存の会議の部会内など)	
	の中で行われることを期待します。(坪井委員(後日書面にて))	
第4章	障害児支援に関して、各市町村において、「子ども子育て支援計画」	県レベルでは、子ども子育て支援計画を所管する子育て支援課
(障害児)	が策定されているが、障害(児)福祉計画と違う部署で策定している	と連携しながら、障害児福祉計画の部分の策定を進めており、各
	ことも多く、その計画との関係性や、その計画の要素をどのように障	市町村に対しては、障害保健福祉圏域会議等を活用して、市町村
	害(児)福祉計画に刷り込ませていくかとても悩んでいると聞いてい	計画の策定支援を行っているところである。
	るので、そういった質問があった際には、ぜひ県としてアドバイスし	
	ていただきたい。(手嶋委員)	
	番号 第 4 章 (精神)	第4章 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、成果目標の(1)、(2)に圏域や市町村ごとの関係者による協議の場を設置するよう、国の基本指針で示されているが、市町村から、これ以上協議の場を増やさないでくれという悲鳴のような声を聞いている。人材が限られている中、県として、この点についてどのように考えているのか。また、これを設置したことにより、何が変わるのか、本当に長期在院患者が減ると考えているのか、教えていただきたい。(手嶋委員) 〈関連〉 国の基本指針において、成果目標として「障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、「県単位の協議の場として「地域移行・地域定着支援連携推進会議等の設置」が示されているが、各事業所は、限られたスタッフの中で利用者や患者に対してサービスを提供しているため、さらに会議への出席機会が増えると、現場での活動やサービスへの時間が削られてしまい、サービスの低下が予想される。既存の会議(各市町村や県の既存の会議の部会内など)の中で行われることを期待します。(坪井委員(後日書面にて)) 第4章 障害児支援に関して、各市町村において、「子ども子育て支援計画」が策定されているが、障害(児)福祉計画と違う部署で策定していることも多く、その計画の関係性や、その計画の要素をどのように障害(児)福祉計画に刷り込ませていくかとても悩んでいると聞いているので、そういった質問があった際には、ぜひ県としてアドバイスし

質問 番号	章 番号	意見の概要	対応案
4	第8章	第8章-1「障害のある人の権利擁護」の中に、日常生活自立支援	御意見を踏まえ、151ページに、「成年後見制度及び日常生
	(権利擁	事業のことを入れていただけないか。(手嶋委員)	活自立支援事業の活用等権利擁護の推進」の項目を設け、当該事
	護)		業も活用しながら、障害のある人の権利擁護を図っていくことに
			ついて記載することとしたい。
5		障害児福祉計画を障害福祉計画と一体型で策定するということで、	障害者基本法に基づく本県の障害者計画に位置付けている「あ
		第2章の2「計画の基本的考え方」に障害児支援のことが記載されて	いち健康福祉ビジョン2020」においては、教育で1つの柱を
		いるが、中身を見ると、放課後等デイサービスの事業所を確保するな	設け、教育と福祉が連携して取組を進めているところである。
		どの福祉サービスのことしか書かれていない。県の特別支援教育推進	一方、障害(児)福祉計画については、障害福祉サービス等の
		計画との整合性を図りながら、教育のことをもっと記載して、福祉と	提供体制の確保に係る計画であるため、教育との連携についての
		教育が連携しながら、子どもの支援をしていくことについて明記した	記載は限られているが、教育との連携した取組は不可欠であるた
		方が良いのではないか。(玉木委員)	め、引き続き教育委員会とも連携しながら計画策定を進めていく
			こととしたい。
			また、御意見を踏まえ、2ページの「第1章 計画策定の趣旨」
			において、計画の推進に当たっては、国・市町村の関係機関との
			連携はもとより、教育委員会、産業労働部など、県全体で取り組
			んでいくことについて記載することとしたい。

◆第2回愛知県障害者施策審議会(12月14日開催)における意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
6	第3章 (現状)	保育所等訪問支援の利用についてだが、このサービスは1人の	サービスの支給決定については、利用者や保護者の意向、その
		子どもが何回も利用できるものなのか。継続利用をお願いした	方を取り巻く環境等を勘案して、各市町村が行っているところで
		ら、断られたという話も聞いている。やはり必要な子どもに対し	あり、県としては、引き続き適切な支給決定が行われるよう指導
		ては継続利用できるようにすべきではないか。(岡田委員)	していくこととしたい。
7	第3章	発達障害のある人の現状のところで、注意欠陥多動性障害の名	
	(現状)	称についてだが、以前はこの名称で呼ばれていた、現在は注意欠	
		陥多動症に変わったというような話を聞いている。また、自閉症	したい (16ページ)。
		スペクトラムとかとも聞いているのだが、この表記のままで良い	
		のか。(古家委員)	
8	第4章	福祉施設入所者の地域移行を進める上での取組として、愛知県	
O	(地域移行)	あんしん賃貸支援事業の推進を図るとあるのだが、グループホー	愛知県あんしん賃貸支援事業による入居実績等については、
	(10/40/19/11)	ムに出たいとなったら、まずは相談支援事業所に行くことになる	現在、県建設部において調査中。
		と思う。なので、相談支援事業者とこの支援事業の委託事業者の	元仁、
		連携が重要である。現状どのくらい機能しているのか。(長谷委	なお、平成29年10月25日に改正施行された「住宅確保要
		員)	配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき新
			たに創設された新たなセーフティネット制度(同趣旨の制度だが
			登録住居について耐震性、一定の面積、設備等の基準を新たに設
			けたもの)を推進していくため、「愛知県あんしん賃貸支援事業」
			を「新たなセーフティネット制度」に修正することとしたい(3
			4ページ)。
			また、御意見を踏まえ、相談支援従事者研修等の場を活用して、
			相談支援専門員等に当該制度の周知を図り、積極的な活用を促し
			ていくこととしたい。

番号	章番号	意見の概要	対応案
9	第4章	第4章-2の精神科病院入院患者の地域移行については、取組	御意見を踏まえ、平成30年度当初予算案において、障害当事
	(地域移行)	としてピアサポーターの活用が盛り込まれていて非常に良いと	者等と連携した地域生活を体験する場の提供に係る事業等とし
		思った。第4章-1の福祉施設入所者の地域移行においても、	て、新たに「障害者地域移行推進事業費(19,958 千円)」を盛り
		ぜひ、全体のピアカウンセリングやピアカウンセラーの育成や配	込んだところであり、当該事業を実施に当たっては、適宜、地域
		置などについて、盛り込んでいただきたい。(長谷委員)	生活移行推進部会の御意見をいただきながら、進めていくことと
			したい (本資料8ページ参照)。
1 0	第4章	地域移行を進める上で、グループホームのサテライト型住宅が	
	(地域移行)	有効であり、現在県内においてサテライト型住居の数が31住	県内のサテライト型住宅の利用状況については、現在、県
		居、うち14住居が名古屋市内という状況の中、積極的に活用さ	障害福祉課において調査中。
		れるよう働きかけるとあるが、このキャパシティに対して、どの	
		くらい稼働しているのか。受け皿としてこの数値が、不足してい	なお、引き続き希望される方が身近な地域でサテライト型住宅
		るのか、それとも充足しているのかというところを教えていただ	を利用できるよう、グループホーム運営事業者に働きかけていく
		きたい。(徳田(万)委員)	ことについて、計画に記載しているところである(34ページ)。
1 1	第4章	障害児入所施設に入所している障害のある子どもが、そのまま	障害児入所施設(福祉型)からの過去3年間の全退所者161
	(地域移行)	障害者支援施設に移行して、入所施設で一生を過ごすということ	人のうち24人(約15%)が障害者支援施設に移行している状
		がないよう、他の道もあるという環境にしていければ良いと思	況がある中(18歳以上の退所者では82人のうち21人(約2
		う。(河口委員)	5%))、障害児入所施設からの地域移行については、今後、必要
			に応じて、地域生活移行推進部会等の意見も聴きながら検討して
			いくこととしたい。
1 2	第4章	「官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行	平成15年度から実施してきた当制度(県産業労働部所管)に
	(就労)	う必要」という趣旨からすると、障害者多数雇用事業所への県有	ついては、平成25年4月からの障害者優先調達推進法の施行に
		物品等優先発注制度自体は非常に良い試みだと思う一方、実績金	伴う優先調達制度(県健康福祉部所管)の実施を踏まえ、制度の
		額が年々下がっている。この要因についてどのように分析してい	重複部分を調整し、平成25年11月1日以降は、対象を県内に
		るのか。(徳田(万)委員)	本店を有する中小企業のうち、健康福祉部主体の制度において認
			定を受けていないもの又は事業協同組合等と限定したため、実績
			金額が減少している (55ページ)。

番号	章番号	意見の概要	対応案
1 3	第4章	心身障害者コロニーの再編整備について、あいち小児保健医療	あいち小児保健医療総合センター心療科の移管に際して、単に
	(障害児支援)	総合センターの心療科を統合とあります。今まで、コロニーでは	患者を受入れるだけではなく、受入側のコロニーの診療体制につ
		知的障害を伴う自閉症の方を中心に診療し、あいち小児では知的	いても整備し、従来からの利用者に影響がでないよう配慮してい
		遅れの伴わない方を中心に診療していたが、これが統合となり、	るところである(66ページ)。
		あいち小児で障害のある子どもの診療を行わなくなると、コロニ	また、今まで知多半島にあったことから、コロニーへの通院の
		ーは春日井の山の上にあるので、障害の有無で医療的な棲み分け	負担を軽減するため、名古屋市内にある、あいち三の丸クリニッ
		みたいなものができてしまう。安心して医療にかかれるのか、と	クにサテライト機能を有する心療科を設置し、平成29年10月
		ても心配している。(岡田委員)	から診療を開始しているところである。
1 4	第4章	心身障害者コロニーの再編整備について、入院設備も今までの	コロニーの許可病床数は175床であるが、施設の老朽化や障
	(障害児支援)	ベッド数よりも減ると聞いている。強度行動障害を伴い、生活が	害の重度化により、現在は120床で運用している。医療療育総
		なかなか成り立たない方は今までコロニーの中央病院に入院を	合センター (仮称) については、許可病床数が147床、うち精
		して改善するという方が多かったが、これからどのように取り組	神病床が58床となることから、実際に稼働している病床数で比
		むのかお聞きしたい。(岡田委員)	較すると医療の提供が減少するものではない (66ページ)。
1 5	65章	これは、市町村の地域生活支援事業になるのだが、移動支援に	本県では、強度行動障害支援者養成研修を実施しており、計画
	(サービス	ついて、強度行動障害の方などは支給決定をもらっても、対応で	に記載しているところである(136ページ)。引き続き、本研
	利用)	きる事業所が身近な地域にないという声を聞いている。身近な地	修等を通じて、支援者の技量向上を図っていくこととしたい。
		域で必要なサービスを利用できる体制の充実とあるが、それに対	また、本県の相談支援体制の充実の中で、圏域の広域的・専門
		する施策が必要である。(岡田委員)	的支援として、強度行動障害の方への支援を記載し、今後、地域
			アドバイザーと連携しながら、圏域会議の場などを活用し、地域
			における体制の充実に努めていくこととしたい (91ページ)。
1 6	第5章	18歳以上のサービス、特に移動支援がヘルパー不足により不	移動支援については、市町村地域生活支援事業のため、各市町
	(サービス	足している。これは、特別支援学校高等部を卒業して、そのまま	村は、市町村障害福祉計画の中で必要な量の見込みを設定するこ
	利用)	施設入所ということにもつながりうる問題である。また、充実し	ととなっている。障害者総合支援法において、各市町村は、障害
		た生活を送る上での余暇支援を利用するに当たっても、移動支援	福祉計画の策定に当たり、事前に県の意見を聴かなければならな
		の充実はキーになってくるかと思う。(岡田委員)	いこととされているため、移動支援の必要な量の見込みについ
			て、必要に応じて適切な設定を働きかけていくこととしたい。

番号	章番号	意見の概要	対応案
1 7	第7章	県の地域生活支援事業の広域的な支援事業の中で、ピアサポー	ピアサポーター養成研修受講者見込数については、今年度から
	(地域生活支	トの活用とあり、研修受講者見込数が30名となっている。少し	開催しているが、当該初回研修会での受講者数(35名)をベー
	援事業)	少ないように思うが、どのような根拠で設定しているのか。また、	スに設定しているところである (142ページ)。
		研修を受けたらピアサポーターになるという理解で良いか。	また、アウトリーチチーム設置見込数(ACTを含む)につい
		加えて、同じところでアウトリーチチーム設置見込数(ACT	ては、第4期計画での目標値(2チーム)を踏まえ、現在の県の
		を含む)が2チームとなっているが、その根拠についても教えて	精神医療センターの1チームから1つ増やすことを目標に設定
		ほしい。(井上委員)	しているところである(142ページ)。
1 8	第8章	<審議会後、書面で提出された意見>	御意見の内容は、促進法に基づき、平成29年3月に閣議決定
	(権利擁護)	成年後見制度の促進法では、財産管理のみならず、意思決定支	された成年後見制度利用促進基本計画のポイントとしても示さ
		援・身上保護も重視とある。特に知的障害や発達障害の方々は財	れているため、御意見を踏まえ、本計画にも記載し、その内容を
		産管理も大切だが、意思決定支援、一人一人の障害特性を理解し	反映していることを示していくこととしたい (152ページ)。
		た身上保護も重要である。また、発達障害の人は後見以外の補佐、	
		補助の制度の利用が必要な人も多くなる。ぜひ、このことについ	
		て、計画に盛り込んでほしい。(岡田委員)	
1 9	第8章	障害のある人の権利擁護の中で、成年後見制度及び日常生活自	現在、国において、欠格条項の見直しについて検討が進められ
	(権利擁護)	立支援事業の活用等権利擁護の推進とあるが、欠格条項を調べる	ており、引き続き、その動向を注視していくこととしたい。
		中で、成年後見制度の補助とか補佐人になると、いろんな制限が	なお、本計画では、サービス事業者が障害のある人の意思を尊
		生じてしまうことがある。それにより、この成年後見制度の利用	重した質の高いサービスを提供するための「障害福祉サービス等
		にブレーキがかかっているのではないかと思う。また、公務員に	の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及について記載し
		もなれないこととなっているが、どのくらいの事例があるのか把	ているところである(152ページ)。
		握しているか。(河口委員)	また、公務員の成年後見制度の利用に伴う欠格事例については
			把握していない。

地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設 から地域生活への移行を積極的に進めます

健康福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ 内 線 3241・3498 (ダイヤルイン)052-954-6697

予算額 619.978千円

1 障害者施設設置費補助金 600.020千円

適害のある人が身近な地域で暮らすことができるようグループホームや障害者施設の 整備費に対して助成します。

- ・グループホーム、障害者施設 14施設
- 2 障害者地域移行推進事業費(新規) 19.958千円
- 〇 共同生活援助事業所の世話人の確保
 - ・グループホームの世話人確保のため、世話人の仕事紹介や仕事体験を実施します。
- 〇 生活体験道場の開催
- ・ 施設入所者が地域での生活を体験したり、地域移行をした障害者から直接体験談 を聞く等、地域移行に向けた取組を実施します。
- 〇 障害者の新たな仕事の創出
- ・ 障害者の工賃等の向上のため、企業と就労継続支援事業所等をマッチングし、新 たな受注や仕事を生み出す取組を実施します。
- ・ 企業と芸術的な才能がある障害者をマッチングし、障害者雇用へつなげる取組を 実施します。

「障害者福祉事業所で生産された商品(例)]





きんちゃく袋

コースター

「在宅勤務での絵画制作風景]

